

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年1月4日
【発行者名】	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 義和
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	島田 裕史
【電話番号】	03-5638-1450
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル厳選バランスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込額 500億円を上限とします。 継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル厳選バランスファンド

（以下、「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

愛称として、「投資のはぐくみ」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②ちばぎんアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間

500億円を上限とします。

②継続申込期間

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

①当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

②継続申込期間

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

（７）【申込期間】

①当初申込期間

2022年1月20日から2022年2月17日までとします。

②継続申込期間

2022年2月18日から2023年2月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

①当初申込期間

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。当初申込みに係る発行価額の総額は、設定日（2022年2月18日）に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」といふことがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

②継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型

株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		（日本を含む）	ファンド	（部分		
大型株	年2回			ヘッ	TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・	ジ）		
	年4回	日本	オブ・ファンズ	なし	その他	ロング・
債券					（ ）	ショート型/
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	（隔月）	欧州				型
社債						
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	（毎月）	アジア				（ ）
（ ）	日々	オセアニア				
不動産投信	その他	中南米				
	（ ）					
その他資産		アフリカ				
（投資信託証券						
（資産複合（株						
式、債券、その他		中近東				
資産（不動産投信		（中東）				
等））資産配分変						
更型））		エマージング				
資産複合						
（ ）						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性
区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで

付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

ファンドの特色



専門家を活用し、長期投資に適した資産配分を決定します。

- 当ファンドの目標リターン*年率2.5%に対し、「株式会社 格付投資情報センター(R&I)」(以下、R&I)が最も投資効率の良い資産配分を算出します。

*市場の構造変化等に応じて、目標リターンは変更する場合があります。
目標リターンは、必ず一定の収益を得ることができることを意味するものではなく、その達成を示唆・保証するものではありません。
また、運用管理費用(信託報酬)控除前のものになります。

- R&Iが算出した資産配分を用いて、当社が基本のポートフォリオ(以下、最適資産配分)を決定します。
- 最適資産配分は、原則5年毎に見直します。
- 上記以外に市場の構造が大きく変化するような事象が生じた場合*¹には、見直しを行う場合があります。
- 四半期(3ヶ月)に1度、リバランス*²を行う場合があります。

*¹ 過去の事例としては、日本銀行のマイナス金利政策導入時等が該当すると考えられます。

*² 四半期毎に判定を行い、最適資産配分比率に対して一定以上の乖離があった場合に調整を行います。

「株式会社 格付投資情報センター(R&I)」は日本の大手資産運用コンサルティング会社であり、豊富な経験と実績を誇ります。R&Iが算出する資産配分を一般投資家向けの投資信託に活用するのは日本で初めてになります。

株式会社 格付投資情報センター(R&I)



〈特徴〉

- 30年を超える資産運用評価の実績を誇る。
- 資産運用会社、金融商品販売会社などを持たない、中立・公平な資産運用コンサルティングと投資評価の専門家。
- 長期投資の代表的な機関投資家である企業年金基金等のコンサルタントとして数多くの実績を誇り、日本トップクラスとなる100社超とコンサルタント契約を締結している。

※2021年9月末時点のデータ

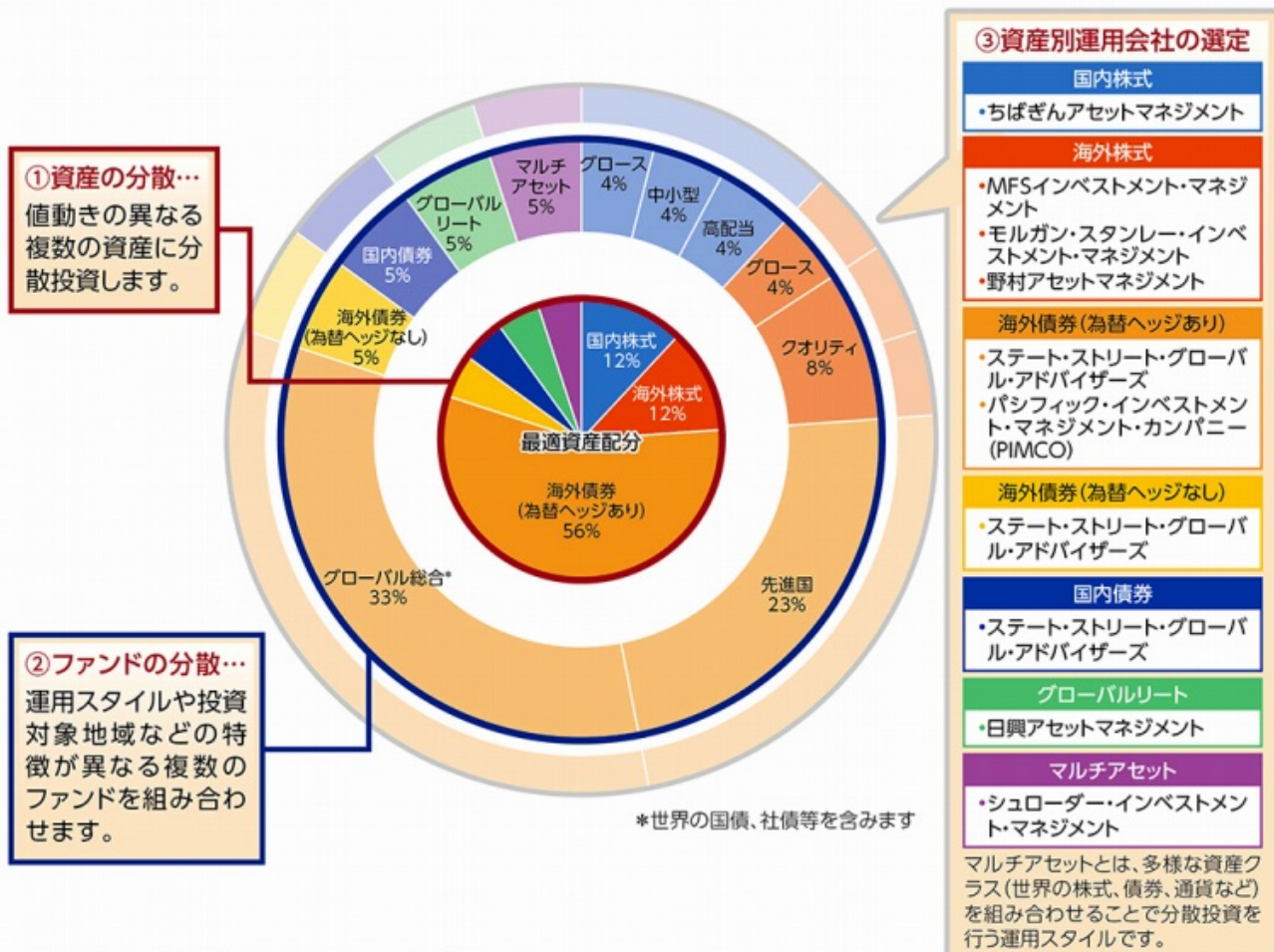
※R&Iが算出する資産配分は、資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件等をもとに、長期的な観点から効率的に目標リターンの達成が期待できるよう最適化計算を行って策定しています。最適資産配分はR&Iが算出する資産配分を用いて作成したものであり、すべてのお客さまの長期投資に最も適した資産配分という意味ではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。



特徴の異なる複数のファンドを組み入れることで分散効果を高めます。

- 最適資産配分に応じて、運用スタイルや投資対象地域など、特徴が異なる複数のファンドを組み合わせることで、長期的に安定した運用を目指します。
- 主に長期の優れた実績のあるアクティブファンドに投資を行います。
各ファンドの特徴を生かし、収益の獲得やリスク抑制効果のあるファンドを選定しています。
- コストの低いインデックスファンドを組み合わせることでコスト軽減も図ります。
- 各分野で長期に優れた実績がある運用会社を当社が厳選します。



※海外株式には、新興国株式に投資するファンドも含まれます。

※海外債券(為替ヘッジあり)、海外債券(為替ヘッジなし)には、新興国債券に投資するファンドも含まれます。

※グローバルリートには、不動産関連株式に投資するファンドも含まれます。

※マルチアセットには、世界の株式、債券、通貨、代替資産(商品、不動産、インフラなど)といった資産に直接またはデリバティブ取引などを通じて投資するファンドも含まれます。

※上記は2022年1月4日現在のものです。また、実際の配分とは異なる場合があります。

長期的に安定的な収益を獲得することを目指して市場環境等の変化に応じた運用を行うため、投資対象とする資産およびファンドは限定しません。また、それらへの投資割合もあらかじめ決めていません。

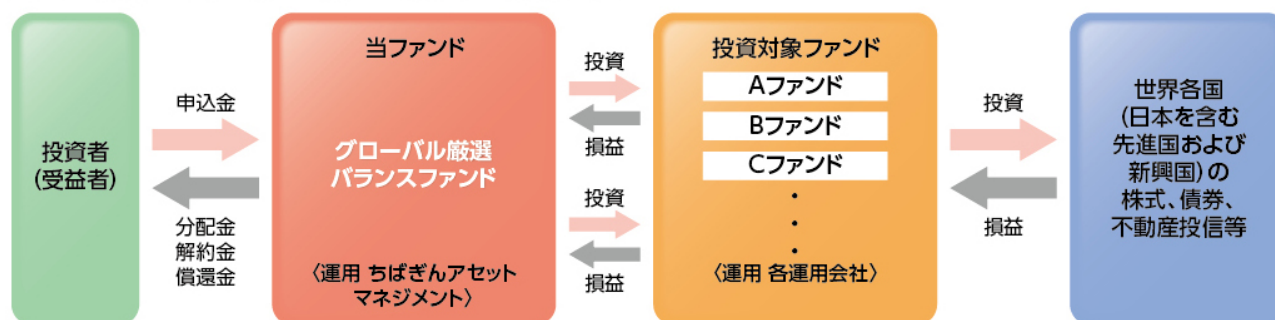
したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資割合を変更する運用を行います。

※R&Iが算出する資産配分は、資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件等をもとに、長期的な観点から効率的に目標リターンの達成が期待できるよう最適化計算を行って策定しています。最適資産配分はR&Iが算出する資産配分を用いて作成したものであり、すべてのお客さまの長期投資に最も適した資産配分という意味ではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



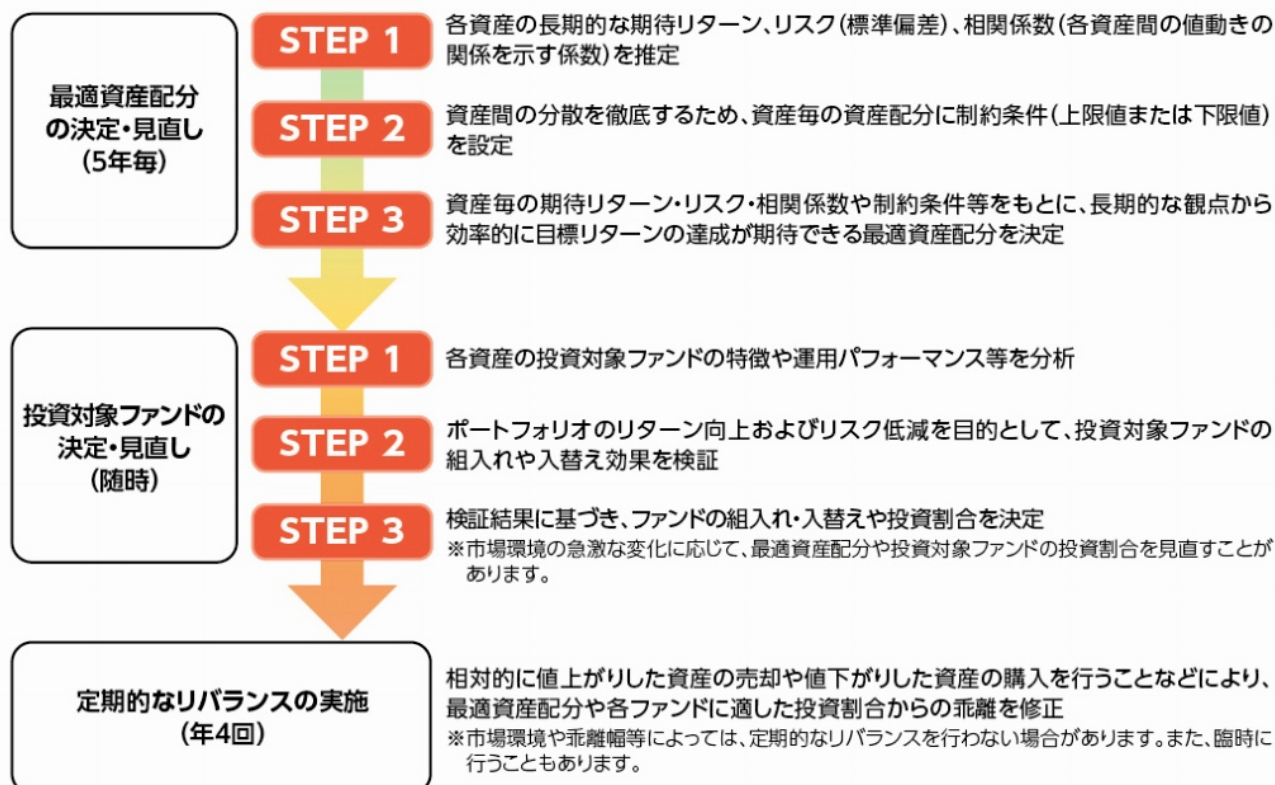
※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針（2）投資対象（参考）投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資産を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

ポートフォリオ構築プロセス

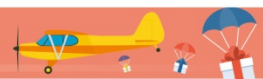
- R&Iからの助言に基づき原則5年毎に最適資産配分の決定・見直しを行うとともに、随時、投資対象ファンドの決定・見直しを行います。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

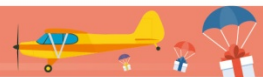
分配方針



- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限



- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

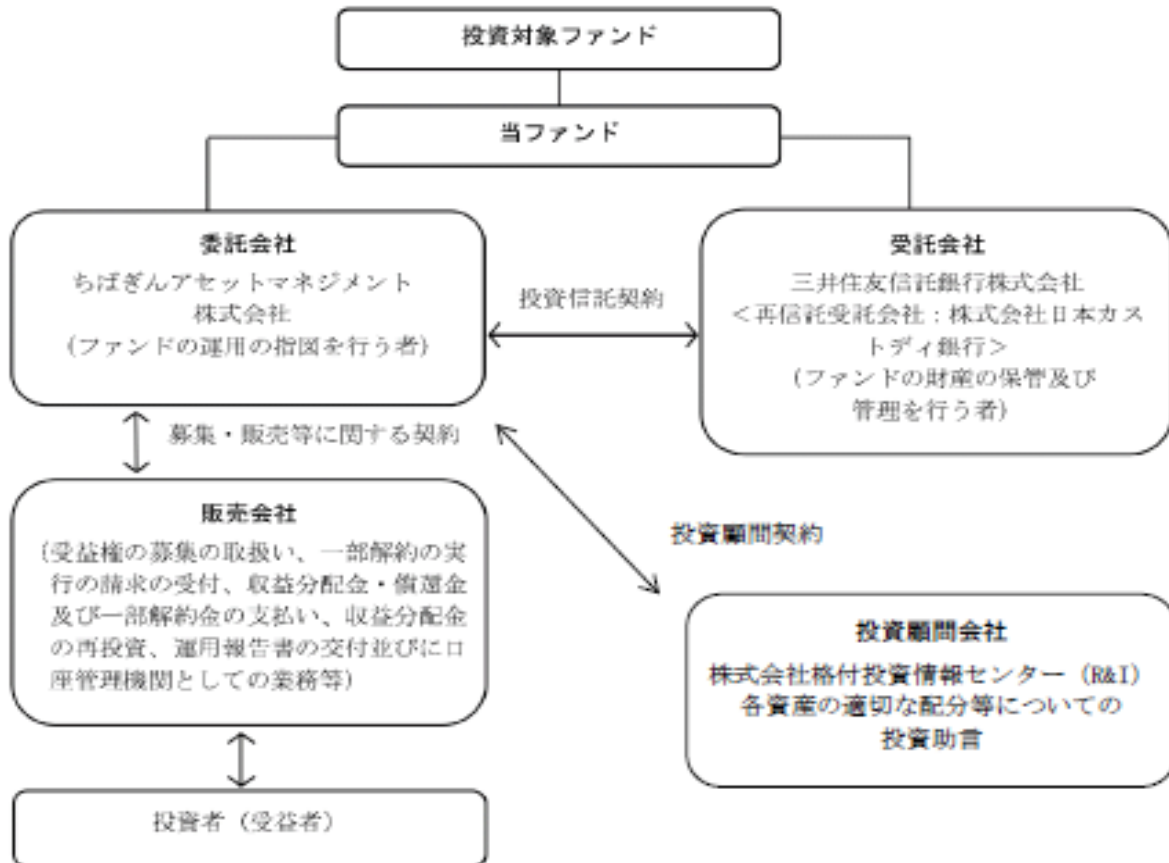
※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2022年2月18日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2021年10月29日現在）

イ．資本金の額：2億円

ロ．委託会社の沿革

1986年3月31日： 「千葉銀投資顧問株式会社」設立（資本金5千万円）

1986年7月1日： 商号を「ちばぎん投資顧問株式会社」に変更

1987年3月20日： 資本金を5千万円から2億円に増資

1987年9月9日： 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、投資一任契約に係る業務の認可を取得

2000年7月3日： 株式会社 中央調査情報センターとの統合を機に、商号を「ちばぎんアセットマネジメント株式会社」に変更

2007年9月30日： 金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」及び「投資運用業(投資一任業)」のみなし登録

2015年1月27日： 金融商品取引法に基づく「投資運用業(投資信託委託業)」を登録

2018年4月9日： 金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」を登録

ハ. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉県千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

別に定める投資信託証券（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

③投資態度

- イ. 主として、世界各国（日本を含む先進国および新興国）の株式、債券、不動産投信等の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。特徴の異なる複数のファンドを組み入れることで分散効果を高めます。
- ロ. 各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場の構造が大きく変化するような事象が生じた場合にも見直しを行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。
- ハ. 投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。
- ニ. 投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、株式会社格付投資情報センター（R&I）の投資助言を受けます。ただし、助言会社は将来変更される可能性があります。
- ホ. 投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ヘ. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形

- ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ. 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「（参考）投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

（参考）投資対象ファンドの概要

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は2022年1月4日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

1. 日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主要投資対象	日本株グロースマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、信託財産の成長を目指します。 ②投資にあたっては、「ボトムアップ・アプローチ」で利益成長が期待できる個別銘柄を選定し、「トップダウン・アプローチ」で環境変化に対応した業種配分の調整を行います。また、短期的な市場変動に対応するために機動的なリスク・コントロールも行います。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④非株式割合（株式以外への資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日） ※第1期決算日は2022年5月20日
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.6985%（税抜 年0.635%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年11月30日
信託期間	無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

2. 日本株好配当マザーファンド

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の金融商品取引所上場株式を対象に、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回る水準となるよう投資を行い、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りや市場流動性等の観点から銘柄の絞り込みを行い、その中から株価のバリュエーションや企業のファンダメンタルズ等を考慮して組入候補銘柄を決定します。なお、予想配当利回りが相対的に高くない銘柄であっても、業績や配当の動向を勘案して投資を行う場合があります。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散及び業種分散に配慮することを基本とします。また、適宜銘柄の入替えを行います。ポートフォリオの平均配当利回りは市場平均を上回る水準に維持することを基本とします。 ④株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ⑤非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年1月20日、7月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年7月29日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3. 日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。
主要投資対象	「日本中小型株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

投資態度	①主として、マザーファンド受益証券を通じてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち中小型株式に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ③非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月30日、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.77%（税抜 年0.70%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月31日
信託期間	無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

4. MFS外国株グロス・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「MFS外国株グロス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」受益証券を主要な投資対象とします。

投資態度	①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドでは、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④投資信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	10月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8657%（税抜 年0.787%）
信託財産留保額	一部解約時に基準価額に対して0.20%
設定日	2009年4月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

5. グローバル・フランチャイズ・ファンド M－2（適格機関投資家専用）

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンドⅡ（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 ②有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ③MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）（※）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資制限	①株式の実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
ベンチマーク	MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回：12月1日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないことがあります。 ③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8536%（税抜 年0.776%） マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者との間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から支払うものとします。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額
設定日	2018年5月17日
信託期間	無期限
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

※「MSCIワールド・インデックス」はMSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

6. ノムラF0Fs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・バリュー・オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ②実質外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に為替ヘッジ比率の変更を行なうことを基本とします。 ③資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）（※）
決算日	年1回：11月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.649%（税抜 年0.59%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に0.3%を乗じた額
設定日	2022年2月16日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）」は、MSCI World Index Free（現地通貨ベース）をもとに、野村アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。MSCI World Index Freeは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は

MSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

7. ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券
投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）
決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.22%（税抜0.20%）
信託財産留保額	一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

8. PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C(JPY, Hedged)

投資顧問会社	Pacific Investment Management Company LLC
運用の基本方針	安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として日本を除く世界の債券等[※]に投資します。 ※投資可能な債券は、以下のものを含みます。 ・各国政府、その政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券 ・社債 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債 ・ローンおよびローン・パーティシペーション ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 ・現先取引および逆現先取引 ・国際機関の債券 など
投資態度	①債券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ②組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 ③資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	①債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以上とします。 ②投資する公社債は原則として取得時においてBBB一格相当以上の格付けを取得しているものに限り、投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてAA一格相当以上に維持します。 ③平均デュレーションは、原則としてベンチマーク（ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジ））±2年の範囲で調整します。 ④同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、取得時において純資産総額の5%以内とします（国債や政府機関債等を除きます。）。 ⑤投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託財産の純資産総額を超える有価証券（現物に限り、空売りは行いません。） ⑦投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ⑧管理会社（または、投資顧問会社or副投資顧問会社）が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 ⑨流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 ⑩受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。								
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジ）								
決算日	毎年6月30日								
収益の分配	原則として、収益分配は行わない方針です。ただし、信託財産の運用実績に鑑み、分配を行なうことも可能です。								
信託報酬	<table> <tr> <th>純資産総額</th><th>報酬率（年率）</th></tr> <tr> <td>3億米ドル以下の部分</td><td>0.52%</td></tr> <tr> <td>3億米ドル超6億米ドル以下の部分</td><td>0.47%</td></tr> <tr> <td>6億米ドル超の部分</td><td>0.42%</td></tr> </table>	純資産総額	報酬率（年率）	3億米ドル以下の部分	0.52%	3億米ドル超6億米ドル以下の部分	0.47%	6億米ドル超の部分	0.42%
純資産総額	報酬率（年率）								
3億米ドル以下の部分	0.52%								
3億米ドル超6億米ドル以下の部分	0.47%								
6億米ドル超の部分	0.42%								
信託財産留保額	該当事項はありません。								
設定日	2022年2月18日								
信託期間	信託証書の日付（2005年10月31日）から100年間								

関係法人	・管理会社（マネージャー） Pacific Investment Management Company LLC ・投資顧問会社（インベストメントアドバイザー） Pacific Investment Management Company LLC ・管理事務代行会社（アドミニストレーター） Brown Brothers Harriman & Co. ・名義書換事務受託会社（トランスファーエージェント） Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. ・保管受託銀行（カストディ） Brown Brothers Harriman & Co.
------	---

9. ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券
投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.187%（税抜0.17%）
信託財産留保額	一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限

受託会社	三井住友信託銀行株式会社
------	--------------

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

10. 日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本債券インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、NOMURA-BPI総合指数（※）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本債券インデックス・マザーファンド受益証券
投資態度	①NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③公社債の実質組入比率は原則として高位を維持します。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資は行いません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合指数
決算日	毎年3月5日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲は経費控除後の利子・配当収入および売買益等（評価益を含みます。）の範囲内とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率0.099%（税抜0.09%） 100億円超の部分：年率0.088%（税抜0.08%）
信託財産留保額	取得申込み時および一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2009年7月28日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「NOMURA-BPI総合指数」は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

11. グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	世界REITマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券（不動産関連企業が発行する株式および上場不動産投資信託証券などの有価証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。原則として毎月5日
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.847%（税抜0.77%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年8月18日
信託期間	2010年8月18日から2028年7月5日まで

関係法人	・ 受託会社 みずほ信託銀行株式会社 ・ 投資顧問会社 マザーファンドに対して、ラサール インベストメント マネージメント セキュリティーズ エルエルシーが投資一任を行います。
------	---

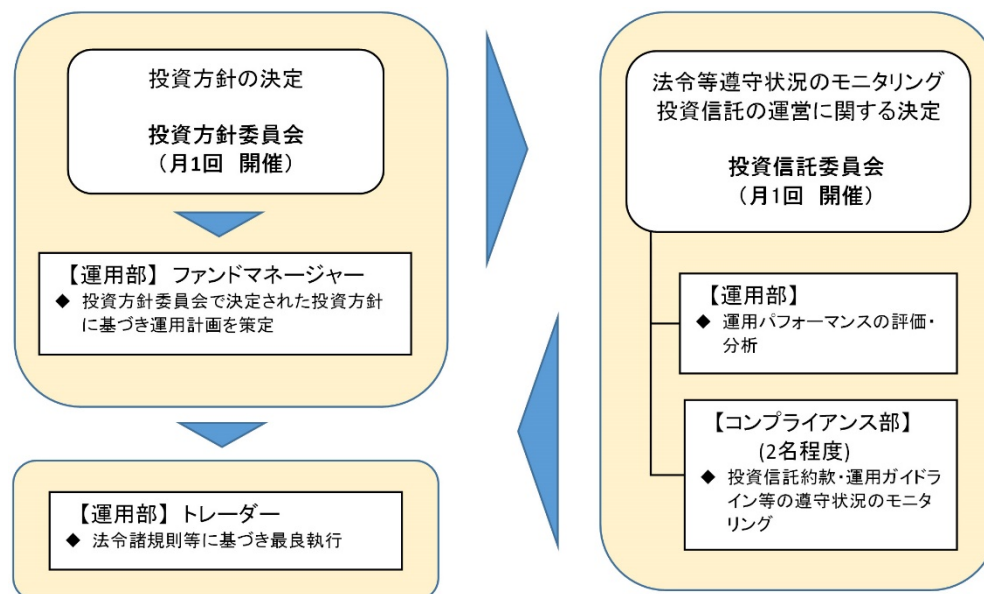
12. シュロージャー・マルチアセット・ターゲット・ファンド（少人数私募）

運用会社	シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主要投資対象	シュロージャーYENターゲット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の投資比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ②世界各国（日本を含む先進国および新興国）の株式、債券、通貨、代替資産[*]など、様々な資産クラスを実質的な投資対象とします。投資にあたっては、マザーファンド受益証券への投資を通じて、当該資産へ直接、または当該資産を投資対象とするETF、REIT、MLP、投資信託証券、その他の有価証券、もしくは上場先物その他のデリバティブ取引（店頭デリバティブ取引も含みます。）を通じて様々な資産に分散投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行うことを原則とします。なお、すべての資産に投資するとは限りません。 [*] 代替資産とは、商品、不動産、インフラなどの資産を指します。なお、これらの資産への直接投資は行いません。また、ヘッジファンドに投資することもあります。 ③実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を機動的に図ることを基本とします。実質組入外貨建資産にかかる為替ヘッジには、外国為替予約取引、為替先渡取引、ノンデリバラブル・フォワード(NDF)等を利用します。 ④信託財産にしめる短期金融資産および現金等の実質組入比率を機動的に調整します。 ⑤資金の動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。なお、為替ヘッジをしない外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②株式への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ④外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	原則 毎年12月5日（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託会社が上記①の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.594%（税抜0.54%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年10月13日
信託期間	約10年（信託終了日：2030年12月5日）
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

- ・ 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ. 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ、外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ニ、デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ホ、公社債の借入れの指図、目的及び範囲

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヘ、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト、外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

チ、資金の借入れ

- （イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

リ、信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他の投資制限＞

イ．当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③ リートの価格変動リスク

リーの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリーの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

④ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があります。

⑤ 信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑧資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ①委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。
- ②取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- ③コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。
- ④コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

※上記は、2022年1月4日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

該当事項ありません。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

* ファンドは2022年2月18日に運用を開始する予定であり、表示に必要なとする年間騰落率及び分配金再投資基準価額のデータはありません。

* 2016年11月～2021年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

* ファンドは2022年2月18日に運用を開始する予定であり、表示に必要なとする年間騰落率のデータはありません。

各資産クラスの指数

日本株：Morningstar 日本株式指数
 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
 新興国株：Morningstar 新興国株式指数
 日本国債：Morningstar 日本国債指数
 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

各指数の概要

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

(重要事項)

当ファンドは、Morningstar, Inc.、またはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」と言います)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー、またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ①取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

- ②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

- ③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.023%（税抜 0.93%）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.55% （税抜 0.50%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.44% （税抜 0.40%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.033% （税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

ファンド名	信託報酬
日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）	年率 0.6985%（税抜 0.635%）
日本株好配当マザーファンド	ありません。
日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	年率 0.77%（税抜 0.70%）
MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	年率 0.8657%（税抜 0.787%）
グローバル・フランチャイズ・ファンド M-2（適格機関投資家専用）	年率 0.8536%（税抜 0.776%）
ノムラFOfs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）	年率 0.649%（税抜 0.59%）
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	年率 0.22%（税抜 0.20%）
PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C(JPY, Hedged)	純資産総額報酬率（年率） 3億米ドル以下の部分 …0.52% 3億米ドル超 …0.47% 6億米ドル以下の部分 6億米ドル超の部分 …0.42%
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	年率 0.187%（税抜 0.17%）

日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率 0.099% （税抜 0.09%） 100億円超の部分：年率 0.088% （税抜 0.08%）
グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）	年率 0.847%（税抜 0.77%）
シュロダー・マルチアセット・ターゲット・ファンド（少人数私募）	年率 0.594%（税抜 0.54%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.485%程度（税抜年率1.366%程度）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.462%程度（税抜0.436%程度））

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、組入資産の保管に要する費用（※）、ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用は、仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬（成功報酬を含みます。）等

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬の中から支払うものとします。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

これらの費用等は全て、今後、変更となる場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ホ．外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 (所得税のみ)
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
 - ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について）をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2021年10月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

当ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

（２）【投資資産】

当ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

（３）【運用実績】

当ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

（参考情報） 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

分配の推移

ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

ファンドは、2022年2月18日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止
その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、
およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約の申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記「解約価額」の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日または前営業日の基準価額で評価します。

②外国投資信託証券

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無制限とします。（2022年2月18日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年11月11日から翌年11月10日までとします。

ただし第1計算期間は2022年2月18日から2022年11月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

（1）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

- ①委託会社は、以下の場合には法令および投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。
 - ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合
- ②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。
- ③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。
- ④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（2）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情

が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令および投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更またはファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）またはファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更またはファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更またはファンドの併合の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更またはファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き

＞に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<反対者の買取請求権の不適用>

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上償還、ファンドの重大な約款変更またはファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

<運用報告書>

- ①委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- ②委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）に掲載します。但し、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<関係法人との契約の更改手続き>

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等および記載等の留保等>

- ①信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドは、2022年2月18日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

当ファンドの会計監査は、EY新日本有限責任監査法人が行います。

(2)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されます。

(3)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの中間財務諸表は半期報告書に記載されます。

(4)法令の定めるところにより、当ファンドの有価証券報告書の提出は、計算期間の終了毎に行われ、半期報告書の提出は、計算期間開始6ヶ月経過毎に行われます。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2021年10月29日現在）

資本金の額：2億円

発行可能株式総数：10,000株

発行済株式総数：4,000株

最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

②投資運用の意思決定機構

[運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境（景気、企業収益等）及び相場動向（株、為替、商品市況等）を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

[実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行います。

[検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2021年10月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2021年10月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	25	103,817
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	25	103,817

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

- (3) 財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	382,498	※2	372,112
前払費用		489		3,137
未収収益	※2	2,860	※2	1,399
未収委託者報酬		133,572		115,042
未収還付法人税等		—		5,882
流動資産計		519,420		497,574
固定資産				
有形固定資産	※1	16,343	※1	22,500
建物		2,314		2,604
器具備品		14,029		19,896
無形固定資産		3,809		2,766
ソフトウェア		2,662		1,619
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		30,304		27,774
長期前払費用		1,857		2,474
長期差入保証金	※2	20,415	※2	19,497
繰延税金資産		8,031		5,802
固定資産計		50,457		53,042
資産合計		569,878		550,616
負債の部				
流動負債				
未払費用	※2	12,689	※2	14,477
未払代行手数料	※2	49,986	※2	32,862
未払投資助言手数料		2,376		1,875
未払法人税等		8,180		1,721
賞与引当金		14,947		14,752
その他の流動負債		10,836		8,049
流動負債計		99,016		73,738
固定負債				
役員退職慰労引当金		8,230		3,910
固定負債合計		8,230		3,910
負債合計		107,246		77,648
純資産の部				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		241,534		251,870
繰越利益剰余金		241,534		251,870
利益剰余金合計		262,632		272,968
株主資本合計		462,632		472,968
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		462,632		472,968
負債・純資産合計		569,878		550,616

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		98,505		64,575
委託者報酬		620,671		575,035
投資助言報酬		87,131		85,904
営業収益計	※1	806,308	※1	725,515
営業費用				
広告宣伝費		709		3,726
調査費		88,229		96,647
調査費		88,229		96,647
代行手数料	※1	226,286	※1	189,302
投資助言手数料		34,582		23,863
営業雑経費		55,508		51,756
通信費		785		1,062
印刷費	※1	53,054	※1	49,139
協会費		1,609		1,493
諸会費		60		60
営業費用計		405,315		365,296
一般管理費				
給料		251,185		252,871
役員報酬		35,512		29,437
給料・手当		174,380		180,571
賞与		26,345		28,110
賞与引当金繰入		14,947		14,752
福利厚生費		4,333		4,325
交際費		920		293
旅費交通費		2,324		318
租税公課		4,700		4,363
不動産賃借料	※1	25,392	※1	24,524
役員退職金		—		350
役員退職慰労引当金繰入		2,300		2,330
固定資産減価償却費		10,230		13,577
諸経費		42,162		41,648
一般管理費計		343,549		344,602
営業利益		57,444		15,616
営業外収益				
受取利息	※1	1	※1	1
その他		0		16
営業外収益計		2		18
営業外費用				
為替差損		1		74
営業外費用計		1		74
経常利益		57,444		15,560
税引前当期純利益		57,444		15,560
法人税、住民税及び事業税		18,628		2,995
法人税等調整額		△622		2,229
法人税等合計		18,005		5,225
当期純利益		39,438		10,335

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194	—	423,194
当期変動額							
当期純利益	—		39,438	39,438	39,438	—	39,438
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	39,438	39,438	39,438	—	39,438
当期末残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632	—	462,632

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632	—	462,632
当期変動額							
当期純利益	—		10,335	10,335	10,335	—	10,335
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	10,335	10,335	10,335	—	10,335
当期末残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968	—	472,968

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社は建物の減価償却方法については定率法を採用しておりましたが、親会社である株式会社千葉銀行との会計方針の統一を目的として、当事業年度より定額法へ変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微です。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
建物	3,014千円	3,344千円
器具備品	37,202千円	49,266千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
現金及び預金	232,098千円	147,438千円
未収収益	2,860千円	1,399千円
長期差入保証金	20,415千円	19,497千円
未払費用	1,489千円	1,804千円
未払代行手数料	30,793千円	24,028千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	110,754千円	77,595千円
代行手数料	154,604千円	159,170千円
不動産賃借料	25,392千円	24,524千円
印刷費	2,790千円	4,682千円
受取利息	1千円	1千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	382,498	382,498	—
(2)未収委託者報酬	133,572	133,572	—
資産計	516,071	516,071	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	372,112	372,112	—
(2)未収委託者報酬	115,042	115,042	—
資産計	487,154	487,154	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	382,498	—	—	—
未収委託者報酬	133,572	—	—	—
合計	516,071	—	—	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	372,112	—	—	—
未収委託者報酬	115,042	—	—	—
合計	487,154	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	2,518	1,196
賞与引当金	4,573	4,514
その他	939	91
繰延税金資産 小計	13,697	11,467
評価性引当額	△5,665	△5,665
繰延税金資産 合計	8,031	5,802
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	—	—
繰延税金資産 純額	8,031	5,802

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.6%
住民税均等割	0.5%	1.9%
その他	△0.2%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	33.6%

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,754
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	77,595
ちばぎん証券株式会社	58,800

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県 千葉市 中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引 投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入 運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	134,077 87,954 22,800 154,604 25,392 2,790	現金及び預金 未収収益 未払代行手数料 長期差入保証金 未払費用	232,098 2,860 30,793 20,415 1,489

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県 千葉市 中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引 投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入 運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	84,659 54,795 22,800 128,062 24,524 4,682	現金及び預金 未収収益 未払代行手数料 長期差入保証金 未払費用	147,438 1,399 19,128 19,497 1,804

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------------------	-----	-----------------------	-----------	---------------------------	---------------	-----------	------------------	----	------------------

同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—
-------------	-----------	-----------	-------	-----	---	--------	-----------	--------	---	---

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)千葉銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	115,658円12銭	118,242円06銭
1株当たり当期純利益金額	9,859円60銭	2,583円94銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	39,438	10,335
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2021年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金	421,632
前払費用	1,228
未収収益	0
未収委託者報酬	126,447
流動資産計	549,309

固定資産		
有形固定資産	※1	18,080
建物		2,439
器具備品		15,640
無形固定資産		2,370
ソフトウェア		1,223
電話加入権		1,146
投資その他の資産		28,823
長期前払費用		2,658
長期差入保証金		19,497
繰延税金資産		6,666
固定資産計		49,274
資産合計		598,583
負債の部		
流動負債		
未払費用		24,493
未払代行手数料		35,631
未払投資助言手数料		1,687
未払法人税等		5,595
前受収益		22,675
賞与引当金		15,394
その他の流動負債		10,325
流動負債計		115,802
固定負債		
役員退職慰労引当金		3,710
固定負債合計		3,710
負債合計		119,512
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		21,097
その他利益剰余金		257,973
繰越利益剰余金		257,973
利益剰余金合計		279,071
株主資本合計		479,071
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		—
純資産合計		479,071
負債・純資産合計		598,583

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	
運用受託報酬	28,887
委託報酬	310,069
投資助言報酬	42,907
営業収益計	381,863
営業費用	
調査費	57,909
調査費	57,909
代行手数料	91,235
投資助言手数料	9,592
営業雑費	33,922
通信費	524
印刷費	32,452
会費	885
諸会費	60
営業費用計	192,660
一般管理費	※1
	180,430
営業利益	8,772
営業外収益	
受取利息	0
その他	38
営業外収益計	39

営業費用	
為替差損	13
営業費用計	13
経常利益	8,798
引当金	8,798
法人、住民税及び事業税	3,559
法人等調整額	▲864
法人等計	2,695
中間利益	6,102

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968	—	472,968
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	6,102	6,102	6,102	—	6,102
株主資本以外 の項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額 合計	—	—	6,102	6,102	6,102	—	6,102
当中間期末残高	200,000	21,097	257,973	279,071	479,071	—	479,071

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
建物	3,509千円
器具備品	54,503千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	5,401千円
無形固定資産	396千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

当中間会計期間末（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	421,632	421,632	—
(2) 未収委託者報酬	126,447	126,447	—
資産計	548,080	548,080	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	33,460
ちばぎん証券株式会社	29,400

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
1株当たり純資産額	119,767円79銭
1株当たり中間純利益金額	1,525円73銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益 (千円)	6,102
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2021年10月29日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（2021年9月末日現在）

- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2021年9月末日現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

株式会社千葉銀行は委託会社の株式の40%（1,600株）を所有しています。

(参考) 再信託受託会社

- ①名称：株式会社日本カストディ銀行
- ②設立年月日：2000年6月20日
- ③資本金の額：51,000百万円（2021年9月末日現在）
- ④事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

- ①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 - ④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
 - (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
 - (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
 - (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
 - (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
 - (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
 - (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽 柴 則 央

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽 柴 則 央

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。